

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也
会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

- 1 監査の対象 水道部（総務課、施設課）
- 2 監査の期間 平成 27 年 7 月 24 日から平成 27 年 12 月 24 日まで
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 27 年 9 月 19 日
備品調査日 平成 27 年 9 月 19 日
対面監査日 平成 27 年 11 月 12 日
- 4 監査対象期間 平成 26 年度事務執行分
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 固定資産及び貯蔵品関係 固定資産、たな卸資産の管理状況
 - (2) 経理関係 調定、収入事務状況
 - (3) 契約関係 会計規程、契約規程の遵守状況
 - (4) その他 時間外・休日勤務命令、備品・物品管理状況
債権管理状況
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取しました。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に是正又は改善を要する事項が認められました。
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促しました。

(1)指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図りたい。

○ 工事の設計、施工のあり方について

(改善すべき事項)

水道事業の安定的展開に向け、施設の維持更新等工事が着実に進められているが、いくつかの工事の設計においては、単価のあり方、指定仮設と任意仮設の区分、施工方法の選定などについて、より適正な対応を講ずべき事項が散見されたところであり、また、施工においても、説明責任を果たすうえでの書類が十分整えられていない事例も見受けられた。

以上のとおり、水道事業の工事においては、設計から竣工に至る幾つかの段階で、しかも、複数の工事において、改善すべき事項があったところである。

しかも、これらの改善事項については、過去にも類似の事案をとおり、指導を繰り返してきたところである。

これらの点も十分に踏まえ、今回の事案を単にそれぞれの工事担当者の問題に帰することなく、組織全体の課題として捉え、設計マニュアルや、検算や審査などのチェックのあり方、更には人材育成の観点を含め、総合的な対応策を講じ、水道事業工事のより一層の適正化を図りたい。